二種の光明皇后願経とその本文系統

林寺正俊

（北海道大学教授）

東大寺の大仏を建立した聖武天皇の皇后である光明子（七〇一～七六〇年）は、その生涯において三度にわたり一切経の書写を発願したことが知られている。それらを年代順に挙げると、「五月一日経」（天平十二（七四〇）年五月一日の願文を有する）、「五月十一日経」（天平十五（七四三）年五月十一日の願文を有する）、「坤宮官御願一切経」（天平宝字四（七六〇）年発願）である。このうち現存するのは「五月一日経」と「五月十一日経」であるが、現存する実際の経巻数については、前者が宮内庁正倉院事務所所蔵の七五〇巻を中心として約一千巻、後者が僅か十一巻のみと極めて限られている。このような資料的制約のある中で、幸いなことに、まさに両願経中に共通して存する経巻が三巻ほど見出されるのである。具体的には四阿含の一つである求那跋陀羅訳『雑阿含経』（全五〇巻）の巻第三十六、巻第三十九、巻第四十五であるが、これらの三巻については両願経の本文テキストを比較することが可能となる。そこで本文の比較を行った結果、両願経の間には多くの異読があること、さらに「五月一日経」の本文右傍にしばしば見られる朱書きの字は「五月十一日経」の読みにほぼ一致することが判明した。このことは、同じ光明皇后の発願による一切経でも「五月一日経」と「五月十一日経」は本文の系統が異なる（つまり依拠した底本が異なる）こと、さらに「五月一日経」中の朱字が「五月十一日経」の本文と同じ系統のテキストに基づいて記されたことを示している。

本発表では、かかる両願経の本文系統の分析結果について紹介するとともに、「五月一日経」中の朱字に注目して、光明皇后願経が他の奈良写経や平安・鎌倉写の日本古写経の本文系統を見る上で如何なる意義を有しているのかについて、幾つかの事例をもとに考察する。